

市民の声提言制度 実施状況

○概要

市民の声提言用紙に提言内容を記入し、市へ提出することで、市長から供覧の後、提言者へ回答を行う制度

○手続き

- (1)提言用紙に提言を記入し、設置された専用投函箱へ入れる、もしくは、郵便ポストへ投函する
- (2)寄せられた意見は、市長供覧に付し、原則20日以内に回答を行う

※提言方法は、専用用紙の他、市ウェブサイトには専用フォームがあり、ネットからも、提言可能

○実施状況

	①市民の声として受付を行ったもの	②市民の声として受付を行っていないもの
令和元年度	78件	29件
令和2年度	61件	18件
令和3年度	45件	13件

○種別（①の内訳）

	個人	団体
令和元年度（78件）	52件	26件
令和2年度（61件）	36件	25件
令和3年度（45件）	25件	20件

○分類（要望の回答作成部署）

	1.道路公園課	2.介護保険課	3.危機管理課	4.健康増進課
令和元年度	15件	9件	12件	2件
令和2年度	7件	9件	3件	9件
令和3年度	8件	4件	5件	8件